

## 倫理規則

### (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本ボクシング連盟（以下「日連」という。）の役員、職員、連盟行事関係者及び選手の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、日連の目的、事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招く様な行為の防止を図り、もって連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 役員とは、日連定款6条に規定する正会員及び普通会員（選手を除く）並びに専門委員会を構成する委員をいう。

2 職員とは、日連が雇用する事務局職員をいう。

3 連盟行事関係者とは、日連が主催又は共催する競技会、講習会等の行事の運営に携わる審判、講師その他の運営役員をいう。

4 役職員とは、役員、職員及び日連行事関係者をいう。

5 選手とは、日連に対し選手登録をした者をいう。

### (基本的責務)

第3条 役職員及び選手は、日連定款第3条に規定する目的を達成するため、日連の関係規則に基づき、公正かつ誠実に職務を履行又は競技しなければならない。

### (遵守事項)

第4条 役職員及び選手は、各種法令及び日連の定める規程を遵守し、暴力、暴言、セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメント等、人種・思想・信条・性別・性的指向等に関する差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用等の行為や、スポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為及び相互尊敬を基調とするスポーツのフェアプレイ精神に反するような行為を行ってはならない。

- 2 役職員及び選手は、個人の名譽を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 役職員及び選手は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- 4 役職員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
- 5 役職員及び選手は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、日連の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
- 6 役職員及び選手は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

(倫理・資格審査委員会の設置)

第5条 この規則の実効性を確保するため、日連に倫理・資格審査委員会を設置する。

- 2 倫理・資格審査委員会の詳細については、倫理・資格審査委員会規則により定める。

(本規則違反の場合の対処)

第6条 日連は、役員、連盟行事関係者及び選手が定款、この規則その他日連の諸規則に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、倫理・資格審査委員会に直ちに調査の開始を命じ、調査の結果、この規則に違反する行為があったと認められる場合には、理事会の決議により次の処分を行う。ただし、(4)除名については、理事会および総会の決議を要する。

- (1) 厳重注意
  - (2) 戒告
  - (3) 謹慎処分 (資格停止)
  - (4) 除名
- 2 職員がこの規則に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合には、会長は、日連職員服務規程の定めに基づき厳正に取扱うものとする。

(不服申立て)

第7条 被処分者は、処分に対して不服がある場合、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「仲裁機構」という。）の調停又は仲裁によって解決することができるものとする。ただし、被処分者から仲裁機構への不服の申立ては、処分通知後1か月以内に行わなければならない。

2 日連は、非処分者に対して処分の理由を付記し書面で通知しなければならない。

（その他）

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

（改廃）

第9条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成28年2月13日5条2項及び6条1項改正。
- 3 平成29年5月27日4条8項規定。
- 4 この規則は平成31年2月2日から改定施行する。
- 5 この規則は令和3年4月18日5条の2及び5条の3、第7条の2を改正
- 6 この規則は、令和4年8月30日から改正施行する。
- 7 この規則は、令和4年12月21日から改正施行する。